

土地改良法（昭和24年法律第195号）第88条第1項の規定により、県営土地改良事業（県営中山間地域総合整備事業まんのう地区（農地防災事業）西谷西下池地区・西谷西上池地区・カラト池地区）計画を令和2年5月20日変更した。

その関係書類をまんのう町建設土地改良課において令和2年5月29日から同年6月18日まで縦覧に供する。

令和2年5月26日

香川県知事 浜 田 恵 造